

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年11月2日 16時33分ごろ
発生場所	愛媛県今治市棚橋島西岸沖 棉巻磯灯標から真方位224° 980m付近 (概位 北緯34° 09.2′ 東経133° 01.3′)
事故の概要	引船第五十俊栄丸は、台船日東1号を横抱きにして東進中、両船が浅所に乗り揚げた。 両船は、船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五十俊栄丸、19トン 260-43309香川、株式会社山内船舶 B 台船 日東1号、総トン数不詳 なし、日東タグ株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底に擦過傷 B 船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北流約0.5～1.0ノット(kn)
事故の経過	A船は、B船を左舷側に横抱きにして船列（以下「A船列」という。）を構成し、約2～3knの対地速力で、今治市大島西岸の造船所に向けて、造船所の西北西方約200mの所にある棚橋島に接近して航行する進路で東進した。 船長Aは、B船上に幅約30m、高さ約7～8mの船体ブロック2個を積載して左舷船首方の視界が遮られている状況下、風潮流で左舷側へ圧流されることを考慮し、船首目標の造船所より右舷方に向首して東進中、造船所に接近したので左舵を取ったところ、A船列が棚橋島西岸沖至近の浅所に乗り揚げた。 A船列の喫水は、A船が船首約1.0m、船尾約2.0mであり、B船が船首尾共に約0.8mであった。 船長Aは、本事故当時、棚橋島への接近状況を目視、GPSプロッター及びレーダーで確認していなかった。
分析	A船列は、船長Aが、船位の確認を行っていなかったことから、予

	<p>想以上に風潮流により棚橋島へ圧流されていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長Aが、船位の確認を行っていなかったため、A船列が予想以上に風潮流により圧流されていることに気付かず、棚橋島西岸沖至近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風潮流がある状況下、引船や押船の操舵室からの視界を遮る大きさの貨物を積載した台船を横抱きにして、風下側に島や浅所等の障害物がある海域を航行する場合、あらかじめ、風下側の障害物への接近状況を目視で確認しやすい態勢で台船を横抱きにし、かつ、台船上に通信手段を確保した見張り員を配置し、GPSプロッターやレーダーも活用して船位を確認しながら航行すること。 ・ 風潮流がある海域を航行する場合、予想以上に風下に圧流されることもあるので、風下側の障害物との距離を十分に隔てた進路とすること。